

愛知県教育委員会飯田教育長様

2024年1月22日

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

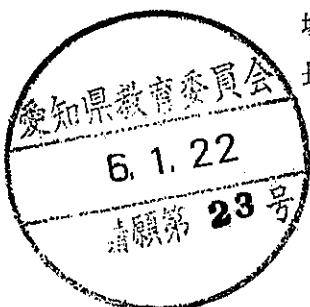
連絡先

請願

2024年度、教員の勤務は、正規の時間を守るための対応（指導助言による）等で、時間外勤務、「0時間」になることをもとめる請願。

請願に理由

- 1 教員の時間外勤務の上限指針 対応しなければ自治体名を公表
文科省通知（資料1）
「一カ月の時間外勤務は、45時間以内」「1年間の時間外勤務は360時間以内」とする上限がさだめられている。とある。実態は、45時間以内ということも、達成しているとはいえないようである。
平成31年3月18日付 学校における働き方改革に関する取り組みの徹底 文部科学省時間通知には、具体的時間は記載されていない。
- 2 以前、いわれていたのは、過労死、危険の時間外は月「80時間越え」であった。と記憶する。過労死危険の、時間外勤務40時間台、40時間台でも過労死危険の可能性があるということを、いわれている。
時間外月、45時間以内なら、という風潮がまかり通っている。時間外手当が出ているわけではない。
- 3 今年度も、県内の、時間外勤務の、記録を見る機会があったが、管理職からすると、月45時間以内なら、セーフという受け取り方である。
- 4 教員の働き方 改善へ聖域なき議論を（資料2）数値としては、残業時間が過労死ライン月80時間である。ことは述べている。
- 5 美談に終わらせてはならない長時間労働なお改革道半ば（資料3）には、長時間勤務をどうするか、教育現場全体で位置づけることが必要だ と話すところ。現状からすると、例えば、教育委員会が、部活動、学校では関与しない。予算化を行い、新たな、部活の仕組みを作る。学校の保護者からの対応は、勤務時間内で行う。それ以降は、委員会まで。などを明言することができるということである。
- 6 ある自治体の教員に聞くと、各学校管理職が、自校の時間外勤務時間の実態について、把握していることは、当然である。管理職が、教員を指導できないはずはない。ということであった。そうでない場合もあることを、認識していたが、それは特別な場合であると、理解すると、各学校の管理職、および、教育委員会が、時間外勤務、長時間勤務の実態を把握していることは明らかであり、助言指導が可能な立場であ



る。今回の請願に至る。

請願事項

- 1 各学校、時間外勤務の実態に対して、特に、月、45時間越えの職員に対して、軽減すること「0時間」達成のための、指導助言をすること。
- 2 教育委員会は、各学校の、月45時間越えの職員への指導助言以降の、進捗状況、実態について、把握するとともに、問題がある場合は、指導助言を行い、「0時間」達成をめざすこと。
- 3 時間外勤務、月45時間越えが、改善されない複数の職員がいる学校においては、公表すること。
- 4 今後、学校に対する、依頼、調査等においては、必ず、依頼への対応、調査の取り組みについて、その対応、調査に見合う、時間の削減について指導助言をすること。
(具体的削減を、明示すること)

添付資料

資料1	教育新聞	2023年2月13日
資料2	朝日新聞	2023年4月30日
資料3	朝日新聞	2023年7月4日